

インボイス制度施行 による弊社の対応について

2023年10月1日
株式会社ネオライフインターナショナル

2023年10月1日(日)より消費税法の改正に伴い、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。この度、制度の導入に伴って、今後弊社がディストリビューター会員にお支払いするコミッション(報酬)における消費税の取り扱いも変更されます。

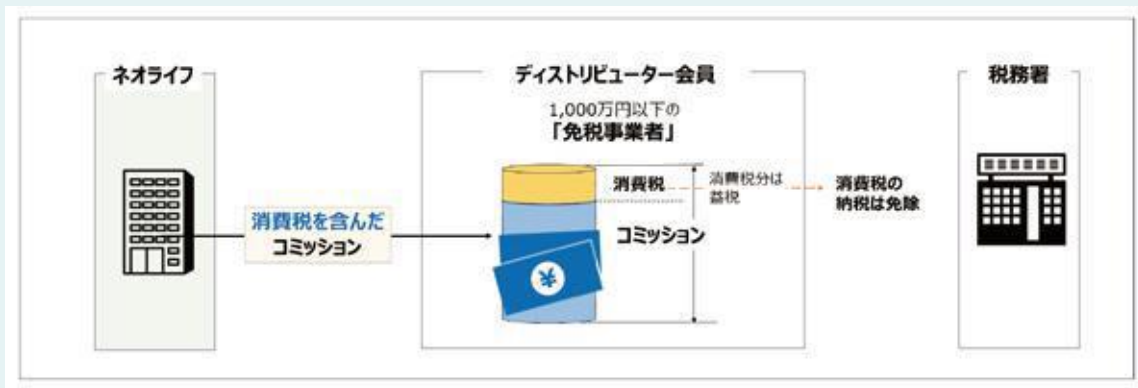
■現在の弊社の消費税の取り扱い

現在、年間のコミッション収入が1,000万円以下のディストリビューター会員は、「免税事業者」として消費税(10%)の申告や納税が免除されています(図1参照)。

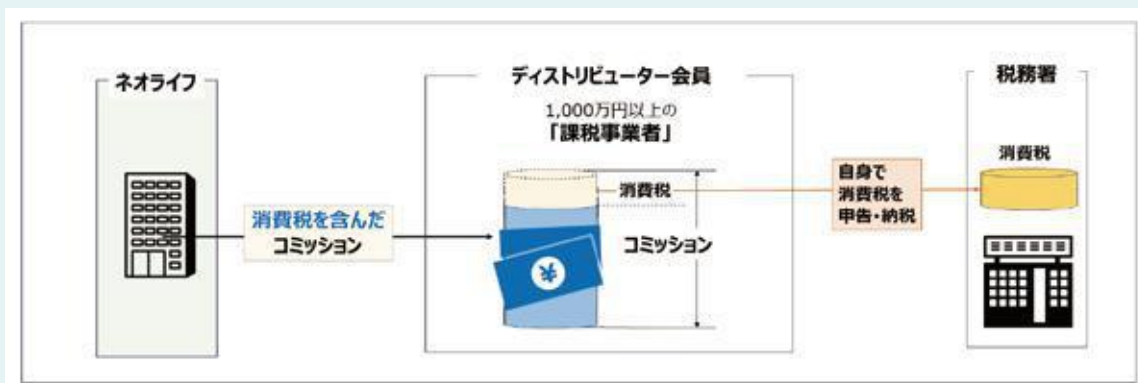
これに対して、年間のコミッション収入が1,000万円以上のディストリビューター会員は「課税事業者」として消費税(10%)の申告・納税の義務が課せられています(図2参照)。

現在弊社では「免税事業者」「課税事業者」にかかわらず、ディストリビューター会員のコミッションには消費税(10%)分を含めてお支払いしており、1,000万円以下の「免税事業者」は、コミッションに含まれる消費税は「益税」となっています。

(図1) 免税事業者



(図2) 課税事業者

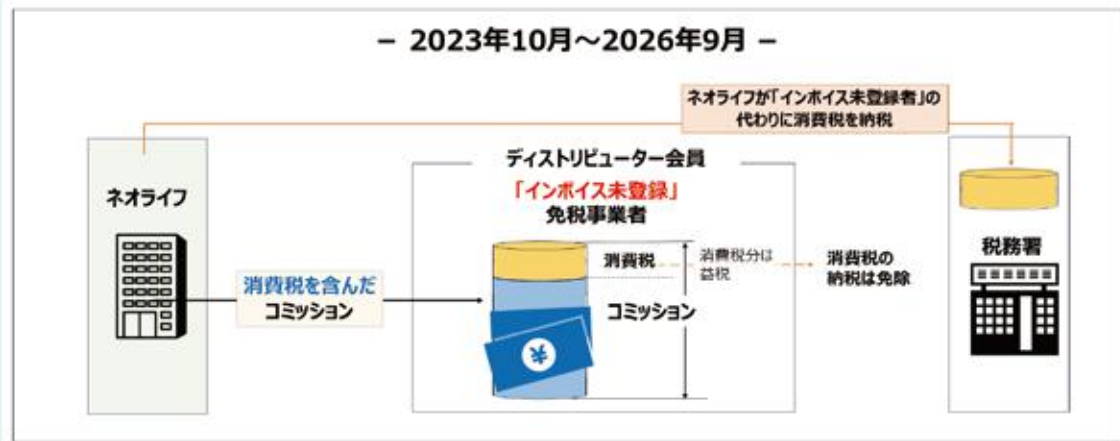


■インボイス制度施行後の消費税の取り扱い《インボイス事業者に未登録の会員》

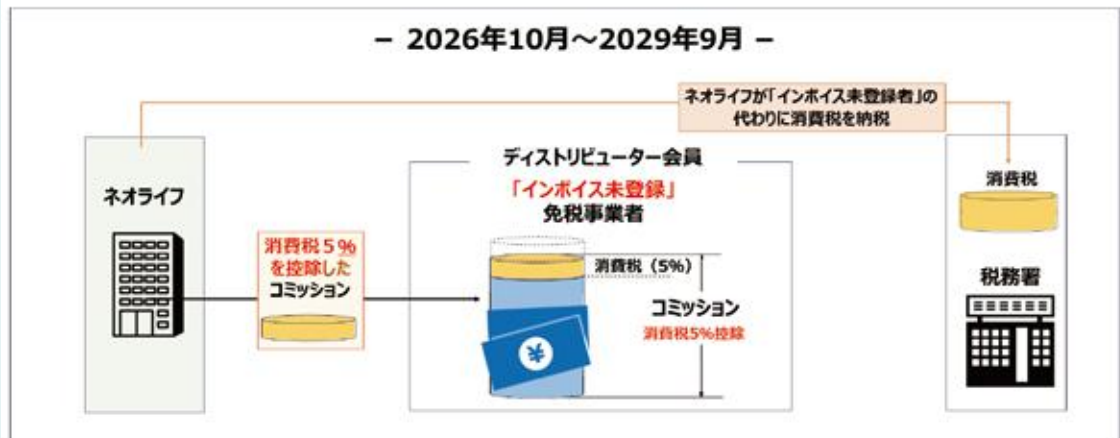
インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録をしていないディストリビューター会員は、本年10月から2026年9月までは現行の取り扱いと同様に消費税分を含めたコミッションをお支払いします(図3参照)。

2026年10月より2029年9月までは消費税5%(現在の消費税10%のうちの5割)を控除し(図4参照)、2029年10月以降については消費税全額(現在の消費税で10%)を控除したコミッションをお支払いします(図5参照)。

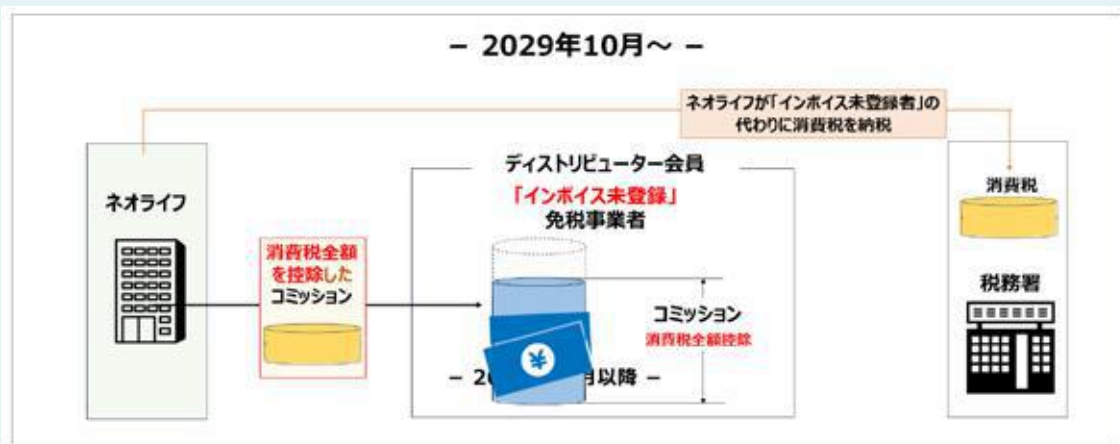
(図3) 2023年10月～2026年9月



(図4) 2026年10月～2029年9月



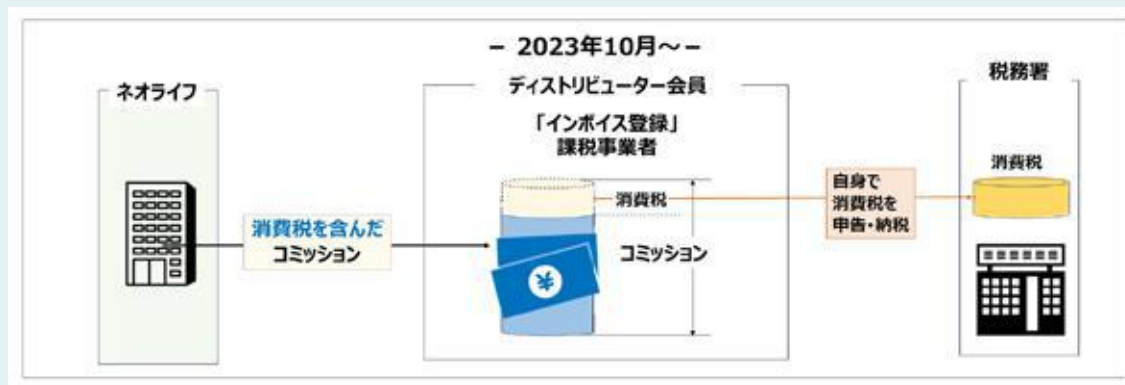
(図5) 2029年10月～



■インボイス制度施行後の消費税の取り扱い《インボイス事業者の登録を済ませた会員》

本年10月1日からのインボイス制度が施行後、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を行ったディストリビューター会員は、現行の取り扱いと同様に消費税を含めたコミッションをお支払いしますので、ご自身で申告・納税を行っていただきます（図6参照）。

（図6）2023年10月～



■インボイス制度について

《仕入れ税額控除》

消費税は、商品・製品の販売、サービスなどの取引に対して課される税金で、各取引段階で仕入れにかかる消費税額を控除する仕組みが採られています。この仕組みを仕入れ税額控除といいます。

《インボイス制度》

インボイス制度とは、正式名称を「適格請求書等保存方式」と言い、消費税の納税額を正しく計算するための制度です。一定の項目が記載された「適格請求書(インボイス)」に基づいて消費税の仕入れ税額控除額を計算し、証拠書類を保存する消費税法上の制度です。この制度は2023年10月1日から導入され、新しい仕入れ税額控除制度を受けるためには税務署に《適格請求書発行事業者》を申請して適格請求書(インボイス)の発行事業者に登録する必要があります。登録に関する詳細は管轄の税務署へご確認ください

なお、インボイス制度は段階を追って経過処置を設けており、2029年10月までに控除が完全になくなります。詳しくは国税庁のサイトをご覧ください。

- 国税庁によるインボイス制度の詳細は
 - ・ [インボイス制度の概要\(国税庁ウェブサイト\)](#)
 - ・ [国税庁「インボイス制度公表サイト」](#)